

公立大学法人三重県立看護大学 第四期中期目標（最終案）の策定について

1 審議状況

第四期中期目標については、これまで計2回にわたり、評価委員会で審議しており、第3回評価委員会の開催後、パブリックコメントにて外部意見を聴取し、そのうえで最終案を整理することとなっている。

【令和8年度評価委員会での審議状況】

- ・第1回 5月12日（火）
- ・第3回 7月 2日（木）

2 パブリックコメントの実施状況について

（1）実施時期

令和8年7月10日～令和8年8月10日

（2）実施状況

① 公募件数

3件

② 内容

ギャンブル依存症の把握や教育の充実について

（3）実施結果

反映なし

3 第四期中期目標（最終案）について

第3回評価委員会の開催後、一部記載の変更を行った。

記載内容及び変更理由は別紙のとおり。

4 今後の予定

本日、第四期中期目標（最終案）についてご審議いただき、評価委員会としての意見を決定する。その後、9月の県議会に議案として提出し、議決後、大学に指示を出す予定。

【参考】

地方独立行政法人法＜抜粋＞

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 省略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 省略

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

第四期中期目標(案)の新旧対照表＜抜粋＞

第四期中期目標案(修正前)	第四期中期目標最終案(修正後)	変更理由
Ⅱ 大学の教育研究の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (4)学生支援に関する目標 学生ニーズや社会状況等をふまえ、<u>学習や就職、大学生活等の支援体制</u>について一層の充実を図る。 キャリア形成支援については、県の看護職者確保・充実の方針をふまえつつ、県内の行政機関や保健・医療機関等との連携・協力に取り組み、県内就職率の向上を図る。 <u>学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、支援体制について充実を図る。</u>	Ⅱ 大学の教育研究の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (4)学生支援に関する目標 学生ニーズや社会状況等をふまえ、<u>学修支援や生活支援等</u>について一層の充実を図る。 キャリア形成支援については、県の看護職者確保・充実の方針をふまえつつ、県内の行政機関や保健・医療機関等との連携・協力に取り組み、県内就職率の向上を図る。<u>また、卒業生についても、専門職としての質の向上が図られるよう、継続して支援を行う。</u>	・2段落目のキャリア形成支援では、就職に係る支援も含まれていることから、1段落目に記載されている「就職」を削除しました。 ・Ⅲ 社会・地域貢献の「1 看護職者に向けた取組に関する目標」から卒業生に対するキャリア支援の記載を移行しました。 ・大学生生活の支援体制の記載が1段落目と重複していたため、3段落目の記載を削除しました。
Ⅲ 社会・地域貢献に関する目標 1 看護職者に向けた取組に関する目標 三重県における看護学教育・研究の中核的機関として、保健・医療機関等と連携・協力しながら、県内の看護職員の質の向上を図り、県内の保健・医療・福祉の向上に寄与する。<u>また卒業生についても、専門職としての質の向上が図れるよう継続してキャリア支援を行う。</u>	Ⅲ 社会・地域貢献に関する目標 1 看護職者に向けた取組に関する目標 三重県における看護学教育・研究の中核的機関として、保健・医療機関等と連携・協力しながら、県内の看護職員の質の向上を図り、県内の保健・医療・福祉の向上に寄与する。	・Ⅱ 大学の教育研究の向上に関する目標の「1 教育に関する目標＞(4)学生支援に関する目標」へ卒業生に対するキャリア支援の記載を削除しました。